

令和2年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	11月補正予算額			11月現計 予算額	(参考) 2年度11現/ 元年度11現
		コロナ対策	その他	計		
一般会計	23,110.12	301.27	7.98	309.25	23,419.37	124.8
特別会計	21,428.08	—	—	—	21,428.08	103.4
企業会計	1,486.46	—	—	—	1,486.46	130.5
計	46,024.68	301.27	7.98	309.25	46,333.93	114.0

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	11月補正予算額			11月現計 予算額
		コロナ対策	その他	計	
国庫支出金	5,182.50	300.80 [※]	2.66	303.46	5,485.97
繰入金	581.59	—	3.99	3.99	585.58
繰越金	7.55	0.12	1.33	1.45	9.00
県債	1,834.99	0.34	—	0.34	1,835.33
その他	15,503.47	—	—	—	15,503.47
計	23,110.12	301.27	7.98	309.25	23,419.37

※ 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症に関する交付金は以下のとおり

区分	補正予算額
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(県独自事業分)	29.09億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	41.71億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 301 億 2,714 万円

○ 福祉施設におけるマスクや消毒液の購入等 41 億 7,155 万円

福祉サービスの提供体制を維持するため、マスクや消毒液等の購入など、施設における感染症対策の実施に対する補助について、追加で措置する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

㊦○ 薬局事務員慰労事業費 6 億 7,400 万円

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者への対応など、感染リスクを抱えながら、業務を行っている保険薬局の従事者について、9月補正予算で措置した薬剤師に対する慰労金に加え、新たに事務員に対し、県独自に慰労金を支給する。

・支給金額：3万円（1人当たり）

[健康医療局生活衛生部薬務課長 電話 045-210-4960]

○ 「地元かながわ再発見」推進事業費 10 億 3,345 万円

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、県民限定の県内旅行の割引について、追加で措置する。

[国際文化観光局観光部観光企画課長 電話 045-210-5760]

○ 生活福祉資金貸付事業費補助 230 億円

生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助について、追加で措置する。

区分	貸付対象者	貸付上限
緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)
総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：原則3か月以内(3か月の延長可能)

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

○ 県立学校空調設備整備費 12 億 3,568 万円

空調設備未設置教室で授業を行う際の熱中症リスク軽減のため、県立高校の特別教室における空調設備工事の一部(150教室分)を前倒して実施する。

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

○ 繰越明許費の設定

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、年度内に支出が終わらない見込みの事業について、繰越明許費を設定する。

事業名	繰越明許費 設定額
県内消費喚起対策事業費（キャッシュレス決済時の20%還元）	75億円
働き方改革推進事業費（サテライトオフィスの設置支援）	6,000万円
「地元かながわ再発見」推進事業費（6月補正予算計上分含む）	14億3,345万円
県立学校空調設備整備費（再掲）	12億3,568万円

* 繰越明許費

年度内に支出が終わらない見込みの経費について、予算で定めることにより、翌年度に繰り越して使用することができるもの

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

[産業労働局労働部雇用労政課長 電話 045-210-5730]

[国際文化観光局観光部観光企画課長 電話 045-210-5760]

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

(2) その他（新型コロナウイルス感染症対策以外） 7億9,800万円

㊦○ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備（地域医療介護総合確保基金活用事業）

基金への積立：3億9,900万円、活用事業：3億9,900万円

令和6年度から医師の時間外労働規制が適用されることから、医療機関の働き方改革を推進するため、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に対して補助する。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ ゼロ県債の設定（P4～5参照）

【債務負担行為の設定】 期間 令和2年度～令和3年度
限度額（総額） 95億1,705万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和3年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

* ゼロ県債（当該年度の支出が（ゼロ）の（県）費（債）務負担行為）

翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒しして発注するために設定する県費債務負担行為

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和3年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ **ゼロ県債**（当該年度の支出が**ゼロ**の**県費****債**債務負担行為）

翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒しして発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	9 5 億 1, 7 0 5 万円（過去最大）
	【内訳】 一般会計	5 4 億 2, 2 1 7 万円
	特別会計	1 億 1, 5 8 8 万円
	企業会計	3 9 億 7, 8 9 9 万円

3 ゼロ県債のメリット

ゼロ県債の設定により、中小企業者にとっては、

- ・ 端境期における仕事量が確保でき、年間事業量の平準化が図られる
- ・ 県からの資金移転はないものの、受注した事業者は、資材の購入、人の雇い入れ等の手当てが行え、そのための融資を円滑に受けられる

などのメリットがある。

また、災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業の効果を早期に発現させることができるメリットがあるとともに、企業活動そのものを活性化させる景気対策上の効果もある。

4 ゼロ県債の内容

ゼロ県債の設定は、平成9年度以来連続24年目で、県内中小企業の支援対策を念頭に置き、建設業、塗装業、測量業など幅広い業種を対象とする。

問合せ先

総務局財政部財政課 副課長 山崎 電話 045-210-2251

ゼロ県債の設定（令和2年度）

（単位：万円）

配慮業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
① 建設業 （工事関係）	林道改良事業費 ほか	4	14,765	林道法面の保護工事等 足柄上郡山北町玄倉 ほか
	道路補修費 ほか	75	225,000	切削オーバーレイ工 県道61号（平塚伊勢原） 平塚市南豊田 ほか
	河川修繕費 ほか	23	66,100	管理用通路工 境川（横浜市戸塚区俣野町） ほか
	高等学校施設整備工事費	3	55,300	耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務 磯子工業高校B棟 ほか
	交通安全施設整備費	27	9,500	道路標識製作設置工事 藤沢警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	67	393,894	基幹管路更新工事 3箇所 配水管改良工事 50箇所 ほか
（小計）		199	764,559	
② 設計 コンサル タント業	街路整備費 ほか	(1) 19	29,462	発注者支援業務 （都）横浜藤沢線（鎌倉市関谷～藤沢市片瀬二丁目） ほか
	河川改修事業費 ほか	21	23,536	発注者支援業務 河内川（平塚市山下） ほか
	高等学校施設整備工事設計調査費	6	21,240	耐震補強及び老朽化対策工事設計業務 光陵高校体育館 ほか
	（小計）		(1) 46	74,238
③ 塗装業	交通安全施設整備費 ほか	28	14,900	道路標示塗装業務 藤沢警察署管内 ほか
	（小計）		28	14,900
④ 電気設備業	水防情報基盤緊急整備事業費 ほか	5	5,393	水位観測局更新 酒匂川（小田原市中曾根） ほか
	交通安全施設整備費 ほか	10	18,808	交通信号機改良等工事 桜木町駅入口交差点 ほか
	（小計）		15	24,201
⑤ 測量業	治山事業費 ほか	7	3,389	溪間縦横断測量 足柄上郡山北町谷ヶ ほか
	河川修繕費 ほか	19	20,900	定期縦横断測量 目久尻川（高座郡寒川町宮山） ほか
	（小計）		26	24,289
⑥ その他	水源林整備事業費 ほか	29	41,516	森林整備 足柄上郡山北町山市場 ほか
	砂防林事業費 ほか	7	8,000	砂防林保護育成工 湘南海岸砂防林（藤沢市鶴沼海岸～中郡大磯町東町） ほか
	（小計）		36	49,516
合 計		(1) 350	951,705	

（注1） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

（注2） 箇所数の（ ）書きは、再掲箇所を外数で示している。

Ⅱ 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	22 件
特 定 事 業 契 約 の 変 更	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	2 件
そ の 他	4 件
計	29 件
(参考) 11月補正予算	5 件
合 計	34 件

2 主な条例案等

【条例の改正】

○ 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例（P10参照）

大規模化した児童相談所の適正規模化や、迅速かつ的確に事案に対応できる体制の確保を目的として、所管区域を変更し、新たな児童相談所を設置するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（P11参照）

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（P12参照）

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引下げを行うため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例（P13参照）

職員の期末手当の支給割合について、人事委員会の勧告等を勘案し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

(P14参照)

食品衛生法の一部改正により、営業許可業種が見直されたことに伴い、厚生労働省令を参酌した新たな営業の施設基準のほか、屋台等の臨時営業を対象とした施設基準を定めるなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 電話 045-210-4931]

【その他】

○ 和解について (P15参照)

リース期間満了により返却したハードディスクの盗難事件に伴う損害賠償請求について、富士通リース株式会社と民法第695条の規定に基づき和解するもの。

[総務局デジタル戦略本部室情報システム担当課長 電話 045-210-3303]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(1法人)の指定を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

各市町村の固定資産税の基礎となる提示平均価額の算定期の見直しに伴い、提示平均価額について審議を行う固定資産評価審議会の委員の任期を変更するため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の届出を行った発注者等に対し、大気汚染防止法に規定する除去方法により工事を行うことを命ずる事務を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、県統計調査に係る調査票情報の有効活用を図るため、調査票情報を提供する対象範囲を拡大するなど、所要の改正を行う。

[政策局総務室(統計センター)企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行等に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 占用料等の改定関係 9 議案

占用料等の額の適正化を図るため、道路法施行令の一部改正等に伴い、所在地区分に応じ、占用料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。

① 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

② 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

④ 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

⑤ 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

⑥ 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

⑦ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

⑧ 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

⑨ 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

① [県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

② [総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]

③ [環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

④ [県土整備局事業管理部用地課長 電話 045-210-6140]

⑤ [県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

⑥ [県土整備局河川下水道部河川課長 電話 045-210-6470]

⑦ [県土整備局河川下水道部港湾事業調整担当課長 電話 045-285-0815]

⑧⑨ [県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 電話 045-210-6500]

○ 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例

食品衛生法の一部改正に伴い、ふぐの取扱いについて、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けて行う場合は、ふぐ包丁師以外の者が従事できるようにするなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 電話 045-210-4931]

○ 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、法と重複する食品等の自主的な回収に係る報告の規定を削除するとともに、法の規制を超える食品等輸入事務所等の届出に係る規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 電話 045-210-4931]

【特定事業契約の変更】

○ 神奈川県衛生研究所特定事業契約の変更について

神奈川県衛生研究所の研究支援事業における情報セキュリティの強化を図るため、県が直接パソコンの整備及び運用・保守等を行うなど、研究支援に関する費用について、特定事業契約（PFI）を変更する。

[健康医療局総務室管理担当課長 電話 045-210-4611]

【指定管理者の指定の変更】

○ 指定管理者の指定の変更について

東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技が1年間延期されたことを踏まえ、現指定管理者の指定期間を延長する。

施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
	変更後	変更前	
湘南港	H26.4.1～R5.3.31	H26.4.1～R4.3.31	株式会社湘南なぎさパーク
葉山港	H26.4.1～R5.3.31	H26.4.1～R4.3.31	株式会社リビエラリゾート

[県土整備局河川下水道部港湾事業調整担当課長 電話 045-285-0815]

【その他】

○ 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和3年度における宝くじの発売限度額を定める。（令和3年度発売総額 250 億円以内）

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款の変更について

第10次一括法による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所が、当該法人の試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業を実施する者に対し、出資等ができるよう定款を変更する。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

○ 和解について

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解するもの。

[教育局支援部学校支援課長 電話 045-210-8210]

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

大規模化した児童相談所の適正規模化や、迅速かつ的確に事案に対応できる体制確保を目的として、所管区域を変更し、新たな児童相談所を設置する。

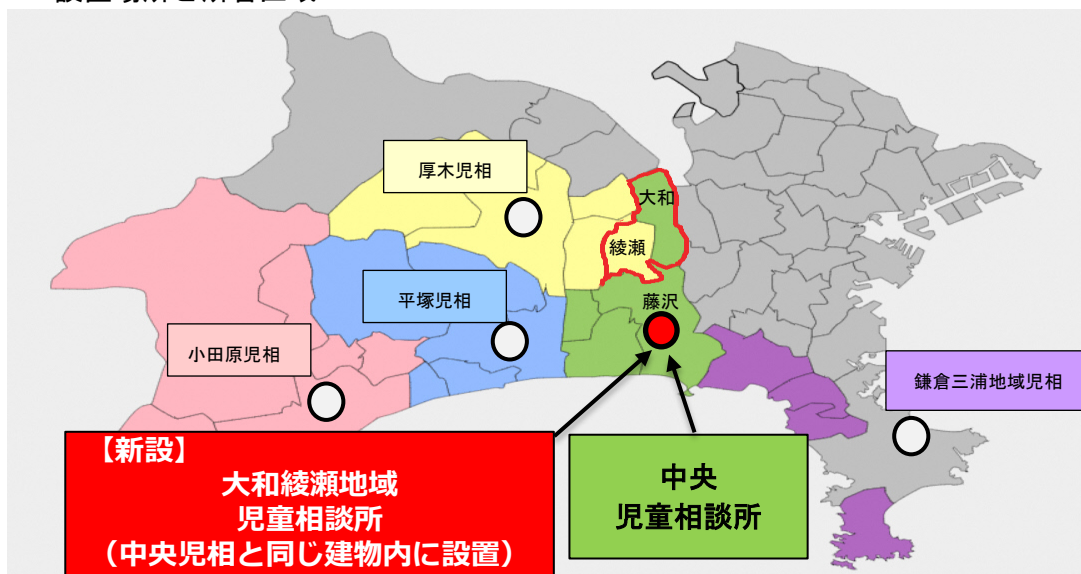
2 内容

中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、新たに大和綾瀬地域児童相談所を設置する。

現 行		改 正 案	
児童相談所名 (設置場所)	所管区域	児童相談所名 (設置場所)	所管区域
中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和 市、高座郡	中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市____ ____、高座郡
厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、座間市、 綾瀬 市、愛甲郡	厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、座間市____、愛甲郡
【新規】		大和綾瀬地域児童相談所 (藤沢市亀井野)	大和市、綾瀬市

※平塚、鎌倉三浦地域及び小田原の各児童相談所は改正なし。

《設置場所と所管区域》



3 施行期日 令和3年4月1日

問合せ先
総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他都道府県との均衡を考慮し、所要の改正を行う。

2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の内容

(1) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年12月	6月	100分の165	100分の170
	3月以上6月未満	100分の99	100分の102
	3月未満	100分の49.5	100分の51

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の100.5
	3月未満	100分の50.25

3 施行期日

2(1)については、公布日施行。2(2)については、令和3年4月1日施行。

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引き下げを行う。

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の内容

(1) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年12月	6月	100分の220	100分の225
	3月以上6月未満	100分の132	100分の135
	3月未満	100分の66	100分の67.5

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の133.5
	3月未満	100分の66.75

3 施行期日

2(1)については、公布日施行。2(2)については、令和3年4月1日施行。

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

令和2年10月28日の人事委員会勧告等を勘案して、期末手当の改定を行うため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合

区分	支給月	改正	現行
特定幹部職員以外	令和2年12月	100分の125	100分の130
特定幹部職員		100分の105	100分の110

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合

区分	支給月	支給割合
特定幹部職員以外	6月	100分の127.5
特定幹部職員	12月	100分の107.5

- (2) 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	改正	現行
令和2年12月	100分の165	100分の170

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合

支給月	支給割合
6月 12月	100分の167.5

3 施行期日

2(1)ア及び(2)アについては、公布日施行。2(1)イ及び(2)イについては、令和3年4月1日施行。

問合せ先

総務局組織人材部労務担当課長 垣中 電話 045-210-2155

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の 一部を改正する条例案の概要

1 目的

平成30年6月に食品衛生法が改正され、公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて都道府県が施設についての基準を定めるべき営業許可業種の見直しが行われ、食品衛生法施行令で新たな営業許可業種が規定された。さらに、それらの営業の施設基準について、厚生労働省令で参酌基準が示されたことから、現行の条例で定める営業の施設基準についての規定等を見直す。

2 内容

(1) 施設基準について

- ・ 厚生労働省令の基準を参酌した営業の施設基準として、全ての営業許可業種に共通する基準、営業許可業種ごとの基準、生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設基準を規定する。
- ・ 屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準を新たに規定する。

(2) 手数料の改正について

新たな営業許可業種に合わせて新規手数料を設定し、また、継続申請時の手数料を見直す。

(新たに規定された営業許可業種に係る申請手数料)

名称	手数料 (新規申請時)	手数料 (継続申請時)
調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料	9,600円	7,200円
液卵製造業許可申請手数料	14,000円	10,500円
漬物製造業許可申請手数料		
食品の小分け業許可申請手数料		
水産製品製造業許可申請手数料	16,000円	12,000円
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料		
複合型そうざい製造業許可申請手数料	21,000円	15,750円
冷凍食品製造業許可申請手数料		
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料		
密封包装食品製造業許可申請手数料		

3 施行期日

令和3年6月1日

ただし、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準の施行日は、令和4年6月1日とする。

問合せ先

健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 渡邊 電話 045-210-4931

和解の概要

1 目的

県と富士通リース株式会社横浜支店との間で平成25年10月21日に締結した所属サーバ機器賃貸借契約（以下「本リース契約」という。）のリース期間満了に伴い、県は同支店にハードディスクを返却した。本リース契約では、ハードディスクのデータ消去作業が定められていたが、県が同支店に返却したハードディスク504本のうち18本が、富士通リース株式会社との契約においてデータ消去作業を実施することとされていた株式会社ブロードリンクの元社員により盗難、ネットオークションで転売されたことが令和元年11月26日に発覚した（以下「本件事案」という。）。

県は、富士通リース株式会社に対して、本件事案に起因する損害賠償請求を行い協議してきたが、合意に達したので民法第695条に基づく和解をする。

2 内容

(1) 協議の概要

富士通リース株式会社は、県の損害賠償請求額40,973,990円について全て承諾した。

なお、同社から、県と同社間の既存リース契約（20契約）に関し、県が指定する方法でハードディスクデータ消去作業を同社が実施する費用（以下「別途発生費用」という。）を損害賠償額支払額と相殺する旨の提案があったため、県は提案を受け入れることとした。

(2) 和解の概要

損害賠償金額40,973,990円から別途発生費用17,274,510円を差し引いた23,699,480円を和解金額として和解をする。

問合せ先

総務局デジタル戦略本部室

情報システム担当課長 安藤 電話 045-210-3303

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 山崎 電話 045-210-2251

予算編成グループ 廣野 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022